

監査措置公告第3号

平成29年12月26日付け29監第60号で提出した平成29年度定期監査（前期）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成29年度定期監査（前期）の結果に関する措置について

平成30年1月31日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 岡 本 憲 治

東かがわ市監査委員 渡 邊 堅 次

- 1 対象となる監査
平成29年度定期監査（前期）
- 2 指摘された事項についての措置状況

- (1) 公民館・交流プラザ

ア 平成29年度生涯学習課所管施設管理業務について

シルバー人材センター1社だけに見積もり依頼した理由の記載が欠如していた。また、施設により人件費単価が異なることが記載されているが、単価の根拠を示す記載が欠如していた。以上、2点の記載を有効性、合規性の観点から検討する必要があると認められる。

【措置状況】

シルバー人材センター1社だけに見積り依頼する理由は次のとおりです。

当該業務の施行決裁に施行理由を記載するよう改善します。

(施行理由)

高齢者雇用安定化法の趣旨である高齢者の労働力提供の機会の創出に寄与し、年間を通じて地元会員による柔軟な委任対応が可能であるため、特命随意契約とする。

公民館と交流プラザの委任単価が異なる理由について、交流プラザの夜間管理業務は、交流プラザ施設管理に加え、本町小学校体育館、白鳥小・中学校体育館、白鳥コミュニティセンターの各施設の利用受付と鍵管理が含まれ、公民館に比較して業務量が多いため、平成25年度より指定管理となった白鳥中央公園体育館と同額の時間単価に見直しをしたものです。

イ スタッグテーブルについて

引田公民館の今年度購入備品のスタッグテーブルの設置状況を確認したところ、備品管理シールが未添付であった。以上、表示等の妥当性の観点より備品管理シールの未添付を早急に改善する必要があると認められる。

【措置状況】

指摘後直ちに備品管理シールを貼り付けて管理を行うよう改善しました。

- (2) コミュニティセンター等

ア 東かがわ市コミュニティセンター業務委託について

コミュニティ施設の管理には、市が施錠業務、清掃業務等に特化して委託した施設があるが、この施設について、所管課は施設使用時の施錠の報告に留まり、業務を実施した業務日報等の提出を依頼しておらず、清掃業務等の実施状況は把握されていない状況である。

業務に対する検収と共に施設の防犯等の観点からも施設維持管理に要した日時等の記録の提出を求め、良好な施設の維持管理の把握に努められたい。

次に、水主コミュニティセンターについては、施設内の電灯が点灯しない箇所が見受けられる。施設使用に支障を来たさぬよう早期に対処されたい。

また、北山コミュニティセンターについては、施設の軒下はもとより玄関の窓ガラスにも「くもの巣」が無数に存在していた。早期に除去し、常に良好な環境の維持に努められたい。

以上、3点を有効性、合规性の観点から改善する必要があると認められる。

【措置状況】

指摘のあった箇所については、対処済みである。

今後は、職員巡視時のチェックリストをマニュアル化することにより、管理者と施設の管理状況についてフィードバックする体制づくりに努める。

イ 消火器の更新について

今回、4施設においてすべての消火器が本体容器とも更新されているが、消火器の容器まで交換すべき状態にあったのかは確認されていなかった。

容器に異常が無ければ消火剤のみ交換する手法もあるので、容器の損傷の程度や更新時期を考慮し、消火剤のみ交換する年と消火器全部を更新する年に分けて発注していくようにするなど、効率性、経済性の観点より検討する必要があると認められる。

【措置状況】

今後の消火器更新時において措置するものとする。

ウ 指定管理委託料とコミュニティ助成事業の課題について

指定管理委託料とコミュニティ助成事業による補助金を交付されている団体で施設管理に要する人件費が双方から計上されているが、施設管理に要する人件費の必要経費は指定管理委託料に含まれるべきであると考えられる。

指定管理委託料とコミュニティ助成事業の要綱を精査し、対象費目の用途を明確にすることを合規制の観点より早急に検討する必要があると認められる。

また、指定管理にかかる年度協定書の委託金額のうち不用額が生じた場合、補助金同様に実績報告時に精査して、返金することも効率性、経済性の観点より検討する必要があると認められる。

【措置状況】

人件費は平成30年度から指定管理料に含めることとする。

仕様書の内容を満たしていない事業について、委託金額に不用額が生じた場

合は、返金することも含め、指定管理者とも協議し、検討する。

エ コミュニティセンターの公衆電話について

現在、公衆電話〔ピンク色電話〕の残存する施設が4箇所（福栄コミュニティセンター、水主コミュニティセンター、北山コミュニティセンター、水主交流センター）あり、電話料金も毎月支払われている。

いずれの施設も告知放送端末が設置されており、市販の電話機を告知放送端末に接続すれば市内無料通話もでき、4施設の電話料金が削減できると考えられる。

以上、効率性、経済性の観点より検討する必要があると認められる。

【措置状況】

地元自治会や利用状況に応じて、公衆電話は随時撤去し、電話料金の削減に努める。

オ 引田多目的施設の空調設備について

平成29年2月末において、完了した施設であるにも拘らず空調設備が現在、使用できない状況である。これは、空調設備の室外機の位置について、平成28年度内に地元と調整ができなかったことが要因である。早期の地元調整に努める必要があると認められる。

また、今年度は、既設室外機を移設しなければならないことから施設内の既存配管も移設することとなり、多大な費用が余分にかかることが推測される。

効率性、経済性の観点から最前の対策を計る必要があると認められる。

【措置状況】

平成29年11月30日に、地元調整の結果、移設工事を完了した。

(3) 大内クリーンセンター

ア ごみステーションかごの備品購入について

かごの購入に際して、過去の見積もり状況も聴取したところ、毎年、同じ3社に見積もり依頼しているが、落札業者以外は入札を辞退している。競争性、合規性の観点から前年度の入札辞退業者を見積り依頼の選定から除外して、新たな業者を選定するなど、検討する必要があると認められる。

【措置状況】

ごみステーション製造発注の見積り依頼業者について、見積り辞退する業者を廃し、新たな業者を選定し、次回発注から実施することとした。

以上